

# 定期監査の結果

( 令和 2 年度 財務 )

愛媛県監査事務局

## 1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

## 2 定期監査の着眼点

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）において、同条第1項の規定による財務監査を、次の事項に主眼を置き実施した。

- ① 財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ② 経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。

## 3 定期監査の実施内容

監査に当たっては、愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査委員告示第1号）に準拠し実施した。

## 4 定期監査の対象及び執行状況

令和2年度財務に係る定期監査は225機関を対象として実施した。そのうち、149機関は実地により、76機関は書面により監査を実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
<b>知事部局</b>	<b>100</b>	<b>25</b>	<b>125</b>
本庁	65	0	65
地方局	33	0	33
地方機関	2	25	27
<b>諸局</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>4</b>
本庁	4	0	4
<b>教育委員会</b>	<b>27</b>	<b>42</b>	<b>69</b>
本庁	8	0	8
地方機関（高等学校等）	19	42	61
<b>公安委員会</b>	<b>8</b>	<b>9</b>	<b>17</b>
本庁	1	0	1
地方機関（警察署）	7	9	16
<b>公営企業管理局</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>10</b>
本庁	3	0	3
地方機関（病院等）	7	0	7
<b>合計</b>	<b>149</b>	<b>76</b>	<b>225</b>
<b>本庁</b>	<b>81</b>	<b>0</b>	<b>81</b>
<b>地方機関（地方局を含む。）</b>	<b>68</b>	<b>76</b>	<b>144</b>

## 5 定期監査の結果

### (1) 監査結果の処理区分

#### ア 指摘事項

##### ・公表事項

事務の管理・執行などが適当でなく、法令等に違反していたもの、著しく不経済又は非効率的な執行となっているもの、外部への影響が大きいもの

##### ・通知事項

事務の管理・執行などが適当でないが、公表事項に該当しないもの

#### イ 留意事項

軽易な事務処理誤りなど

(2) 指摘事項の状況

令和2年度普通会計における財務に係る指摘事項の件数は次のとおりである。  
 なお、主な指摘の内容は、本書付録に収録している。

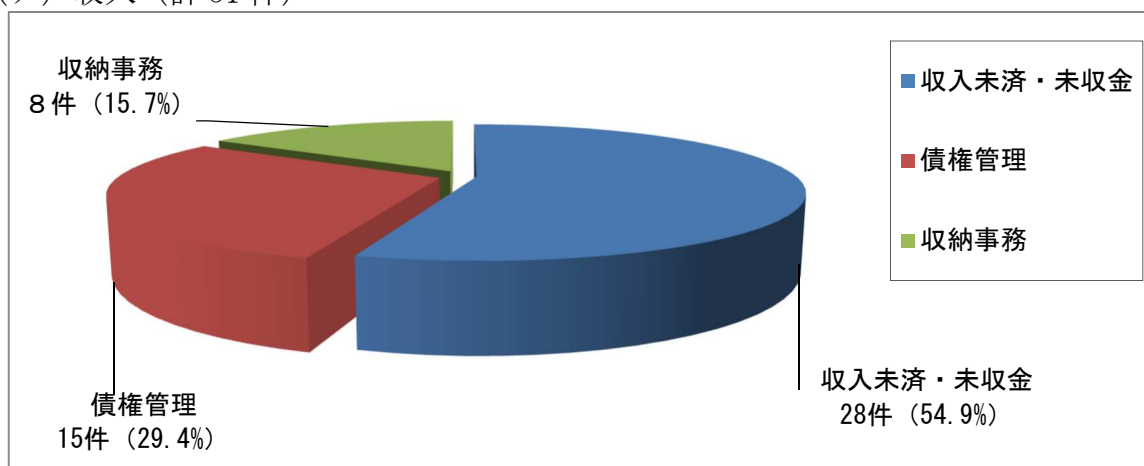
区分	指摘件数	うち公表
		普通会計
企業会計	15	10
<b>合計</b>	<b>124</b>	<b>66</b>

ア 普通会計の状況

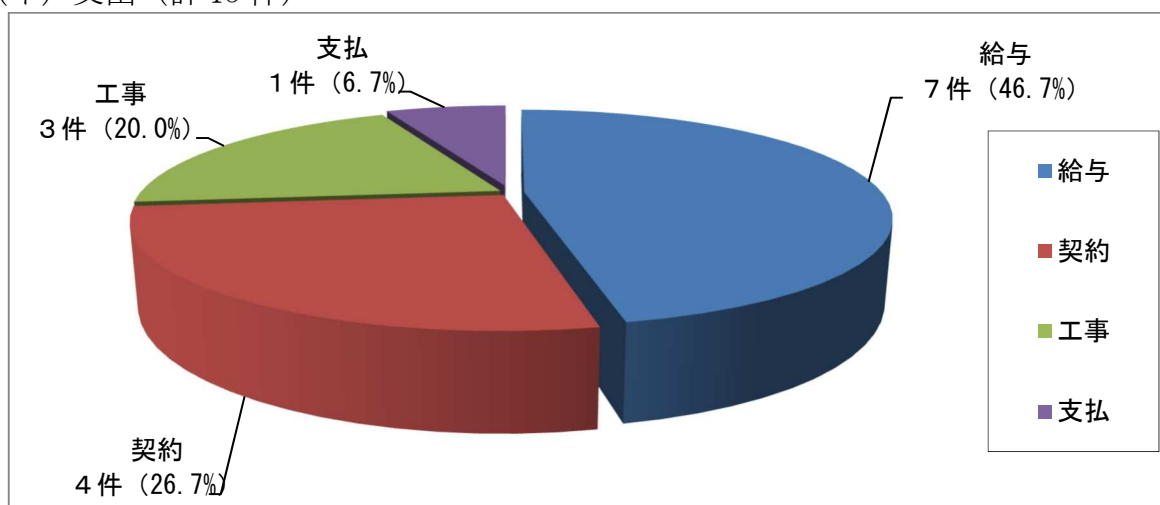
普通会計における指摘事項の内訳は次のとおりである。

区分	収入	支出	財産管理・その他	計
指摘件数	51	15	43	109
うち公表	44	0	12	56
構成比 (%)	46.8	13.8	39.5	100.0

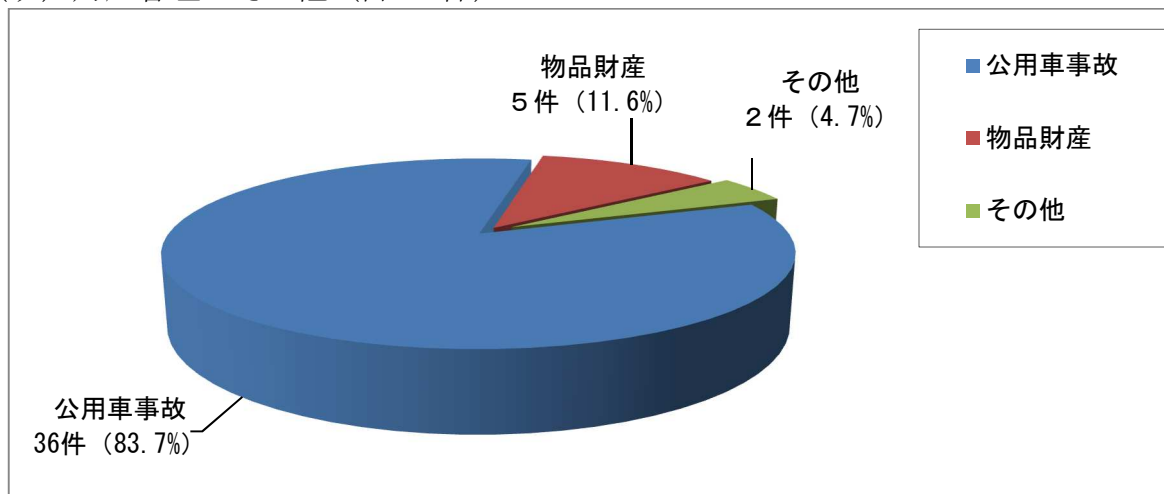
(ア) 収入 (計 51 件)



(イ) 支出 (計 15 件)



(ウ) 財産管理・その他 (計 43 件)

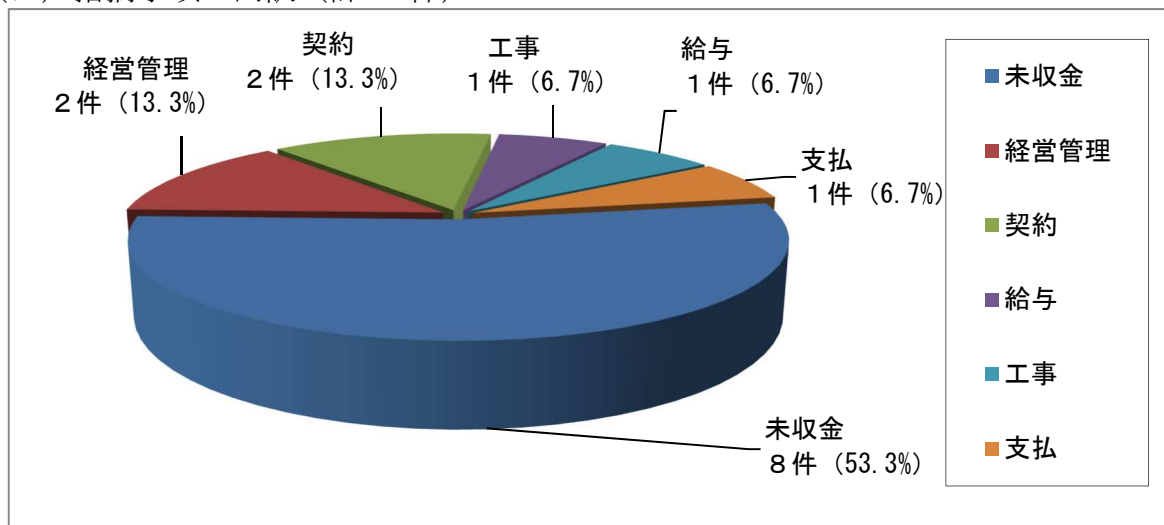


イ 企業会計の状況

企業会計における指摘事項の内訳は次のとおりである。

区分	収入	支出	財産管理・その他	計
指摘件数	8	5	2	15
うち公表	8	0	2	10
構成比 (%)	53.3	33.3	13.3	100.0

(ア) 指摘事項の内訳 (計 15 件)



(3) 留意事項の状況

令和2年度財務に係る留意事項の内訳は次のとおりである。  
 なお、主な留意の内容は、本書付録に収録している。

区分	留意件数
普通会計	64
企業会計	4
<b>合計</b>	<b>68</b>

ア 留意事項の内訳

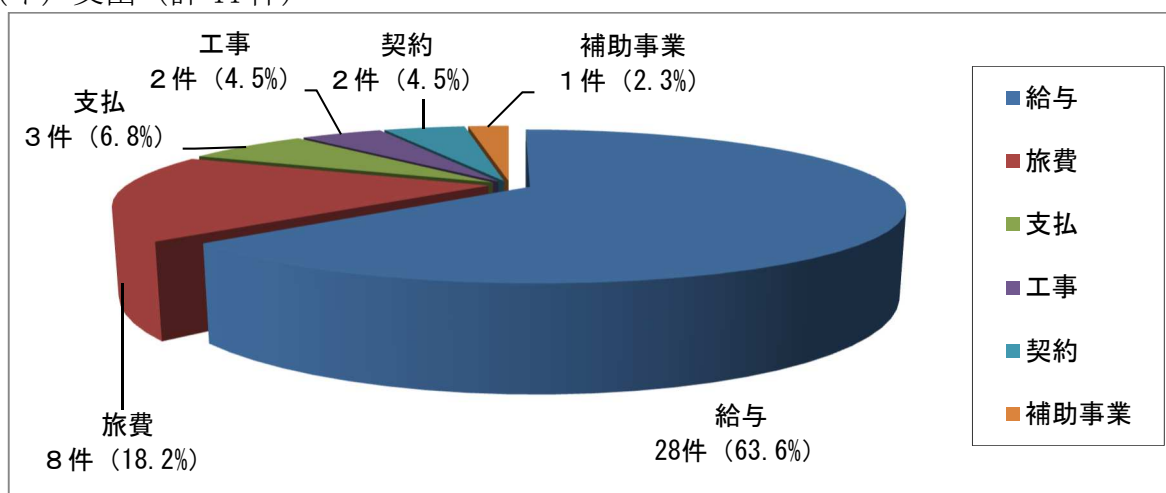
普通会計、企業会計における留意事項の内訳は次のとおりである。

区分	収入	支出	財産管理・その他	計
留意件数	5	44	19	68
構成比 (%)	7.4	64.7	27.9	100.0

(ア) 収入 (計5件)

収入に関する留意件数は、計5件であり、全て収納事務に関する手続き誤りによるものである。

(イ) 支出 (計44件)



(ウ) 財産管理・その他 (計19件)

